

2025 年度 須坂市奨学生募集要項

須坂市教育委員会

下記により須坂市奨学生を募集します。

記

- 1 提出書類（様式 1 号、2 号は市のホームページ及び須坂市教育委員会学校教育課にあります。）
 - （1）奨学生願書（様式第 1 号）
 - （2）奨学生推薦書（様式第 2 号）在学中の学校長が記載
 - （3）成績証明書 卒業した直近の学校のもの
（2～4 年生は、前学年の成績証明書）
 - （4）所得証明書 所得のある世帯員全員のもの
- 2 採用予定人員
高等学校生等（専修学校の高等課程を含む）
高等専門学校生
大学生等（専修学校の 4 年制以上の専門課程を含む）
奨学生選考会において選考を行い、須坂市教育委員会で採用者を決定いたします。
採用決定については、在籍校及び本人あてに文書をもって通知します。
- 3 資格要件
 - （1）須坂市に居住している者か、須坂市内に生活の根拠を有している者
（本人または本人と生計を一にする者が須坂市に居住している者）
 - （2）成績が優秀、健康であって、経済的な理由により修学が困難と認められる者
 - （3）日本学生支援機構又はその他の団体から別途学資等の貸与を受けていないこと。
- 4 願書受付期間 前期 2025 年 5 月 1 日（木）～5 月 30 日（金）
後期 2025 年 9 月 1 日（月）～9 月 30 日（火）

5 貸与金額

高校生等	公立・月額 10,000 円以内	
	私立・月額 21,000 円以内	
高専生	月額 17,000 円以内	
大学生等	国公立	自宅通学 月額 26,000 円以内
		自宅外通学 月額 33,000 円以内
	私立	自宅通学 月額 36,000 円以内
		自宅外通学 月額 50,000 円以内

6 奨学金の貸与

奨学金の貸与は、年 4 回、5 月・8 月・11 月・2 月に分けて 1 年分（12 ケ月分）を口座振込で行います。ただし、初年度においては前期申込者は 8 月からの 3 回、後期申込者は 11 月からの 2 回で 12 ケ月分の振込となります。

7 奨学金の償還

卒業した月の 6 か月後から貸与を受けた 3 倍の期間内に、貸与を受けた金額を月賦、半年賦又は年賦で償還していただきます。（半年賦の償還月は毎年 1 月と 8 月です。）

なお、上級学校へ進学等のため貸与終了後、償還することが困難と認められる場合は、償還猶予の制度があります。

8 その他

- (1) 須坂市奨学生として採用された後において、日本学生支援機構又はその他の団体の奨学生として採用されたときは、須坂市奨学生を辞退して頂くことになります。
- (2) 奨学生の決定の通知を受けた時は、誓約書を提出して下さい。その際保証人（原則として須坂市内に住所があり、保証能力がある成年者で連帯保証人と別世帯の方）をご記入して頂きます。
- (3) この奨学金は主に「須坂市奨学金積立基金」と「高梨兵左衛門奨学金積立基金」により運営しています。奨学生の採用は予算の範囲内で行いますので、基準を満たしても必ず採用されるわけではありません。

※ その他不明な点は須坂市教育委員会学校教育課庶務係へお問い合わせください。

〒382 - 8511

須坂市大字須坂 1528 番地の 1

電話番号 026 (248) 9010 (課専用)

F A X 026 (248) 8825